

福島県児童相談所一時保護所第三者評価結果公表事項

1 児童相談所の情報

児童相談所名	福島県県中児童相談所			
児童相談所長名	土田 修			
所在地	福島県郡山市大槻町字西の宮西6番地の2 (本所と別設置の場合の一時保護所所在地)			
電話	024-951-5760			
定員	12名			
施設の概要	平成18年に発生した児童死亡事例により児童虐待への対応強化するため、平成19年4月に県中児童相談所が設置され、翌年8月に一時保護所が整備され、県中、県南地域を管轄している。 一時保護所は、郡山光風学園の2階部分を整備して設置されたものであり、本所とは別設置となっている。			
設立年月日	平成20年8月31日(一時保護所の開所日)			
職員数	常勤職員	名	非常勤職員	名
職種別人数 ※()内は一時保護所に所属する人数	職名	人数()	職名	人数()
	所長	1名()	一時保護課長	1名(1)
	次長(相談判定課長兼務)	1名()	児童指導員	3名(3)
	児童福祉司	15名()	保育士	3名(3)(内1名産休)
	相談調査員(警察職)	1名()	臨時技術補助員	2名(2)(内1名産休補助)
	心理判定員	7名()	一時保護所心理嘱託員	1名(1)
	主査(庶務)	1名()	学習指導協力員	2名(2)
	専門員	1名()	児童指導補助員	5名(5)
	里親コーディネイター	1名()	宿日直嘱託員	3名(3)
	家庭相談員	2名()		名()
	臨時技術補助員	2名()		名()
一時保護所設備の概要	居室等名	室数	設備等名	数
	児童居室	4室	入浴室	1か所
	食堂	1室	洗濯室	1か所
	学習室	1室	トイレ(男子)	1か所
	遊戯治療室(保育室)	1室	トイレ(女子)(幼児含む)	1か所
	面会室	1室	トイレ(職員)	1か所
	面接室	1室	洗面所	1か所
	指導員室	2室	倉庫	2か所
	事務室	1室		か所
	宿日直員室	1室		か所

2 理念・基本方針

(1) 理念

「安全で安心できる一時保護所」「いつでも明るく暖かい一時保護所」「個人が尊重される一時保護所」

(2) 基本方針(運営要領「基本的な考え方」より)

基本的な考え方

ア 安全と安心・健康の確保

子どもが心身ともに健康な状態であることが、援助の最低条件である。このため日常生活における死角を防止するなど、一時保護中の事故防止には細心の注意を払い、保健・衛生・栄養の各面に常に配慮する。

イ 情緒の安定化

一時保護される子どもは、それまでの生活環境から切り離されること、一時保護所は入所・退所が頻繁であり、集団の構成が刻々と変化することなどから、精神的に不安定な状態に置かれるのが常であるため、その子どもの心情を理解し、不安を取り除くように温かい援助を心がけなければならない。

ウ 基本的生活習慣の習得

基本的生活習慣は、社会生活に適応するために不可欠な条件である。家庭環境の問題等から身につけていない子どもがしばしば見受けられることから、退所後の生活が円滑であるためにも、できるかぎり基本的生活習慣が習得できるように支援し、規律正しい集団生活を通して社会性や自律心を養うように配慮する。

エ 信頼の回復

一時保護される子どもの中には、周りの人間から愛情をかけられずにきたために、人間、特に大人に対して極度の不信感を持っている子どもも多い。心を傷つけられてきた子どもの生活歴を十分に理解し、信頼を回復できるような人間的な援助を心がけなければならない。

オ 意欲の向上

子どもの問題行動の背景には、生活・学習等のつまずきからくる疎外感や自信のなさがある場合が多い。つまずきの原点に立ち戻って、その原因を解明するとともに、子どもの長所を引き出して、自信を回復させるよう援助する。

3 児童相談所の特徴的な取組

(一時保護所について)

- ・本所に併設していないため、専任の一時保護課長が置かれており、所長以下職員もできる限り一時保護所に足を運び情報共有に努めている。特に心理判定員、児童福祉司と保護所職員の情報共有は密に行うよう努めている。
- ・郡山光風学園の一部に設置しているため、郡山光風学園及び、隣接の聴覚支援学校との連絡会議等により関係調整を行っている。
- ・中庭やグラウンドがなく閉塞感による子どもの情緒安定を図るため、週1度の戸外活動、社会科見学、行事等工夫をして取り組んでいる。

4 第三者評価の受診状況

評価実施期間	令和元年10月8日(契約日)～令和2年3月24日
受審回数(前回の受審時期)	0回(年度)

5 第三者評価機関名

NPO法人福島県福祉サービス振興会

6 研修修了番号

評価調査者研修修了番号	2404・SK18026	2908・SK18024	2802・S2019009	2903
児童相談所の業務に関する研修修了番号	1号	2号	4号	5号

7 総評

【特に優れている点】

1. 職員間の子どもの情報の共有について

児童相談所に併設されていない一時保護所は、運営要領で児童福祉司、心理判定員及び関係職員との連携強化を明示し、毎朝の申し送りへ、児童福祉司、心理判定員が輪番で2名、所内では日勤、夜勤明け、嘱託職員、補助員が出席し、午後、夜勤入り職員と再度申し送りを行っている。また、月に一度、子ども対応の職員2名を除いた全職員(夜勤明け、入り職員を含めた)が出席した課内会議の他、簡易観察会議、一時保護課、相談・判定課、保護課の各部署で3パート会議を行い情報共有し、子どもの支援方針を話し合っている。

2. 子どものエンパワメントにつながる養育・支援について

小学4年生以上の子どもが参加する子ども会議が設けられ、会議の進行、運営を子ども自身が自主的に開催できるようシナリオ等準備されている。また、配膳当番、日課の開始・終了挨拶を輪番制で行い、自信や自主性を育てている。さらに、子ども自身が自分は大切であると思える自尊感情を持てるよう、職員は毎日の日記へコメントを必ず書き、褒めたり励ましたりするほか、日々の支援の中で「大切な存在である」ことを折に触れ言葉で伝えている。

3. 施設や里親との連携と情報提供について

一時保護解除に伴い受入先となる施設や里親へは、社会診断・心理診断・行動診断の結果等を記載した児童票のほか家庭養育のポイントをまとめた資料を提供している。また、委託する前に、必ず施設職員や里親との面接の機会を設けている。特に、養子縁組里親などについては、複数回の面接、外出、里親宅への外泊などを時間をかけて交流を行いマッチングを図っている。さらに、子どもに対しては、心理判定員がパンフレット等を使用しながら丁寧に説明し、子どもの気持ちに寄り添ってケアに努め、安心感を持って新たな生活に移れるように配慮している。移行後は、児童福祉司や里親コーディネーターが定期的に施設や里親を訪問し、継続して支援をしている。

【改善が求められる点】

1. 子どもの権利保障について

子どもへの説明や一時保護所の生活の中で従来の安心・安全面や集団生活に重点が置かれ改正児童福祉法が求める子どもの権利条約にのっとり養育するという意識が十分定着できていない。子どもの意見表明、参加する権利等子ども自身が権利の主体であることについて理解を深める研修を行うとともに一時保護所の運営もその視点で見直すことが望まれる。

2. 子ども同士の暴力防止と発生時の対応について

「一時保護のしおり」にルールを明示し、いやなことがあればいつでも相談できること等入所の際伝えており、また一時保護所運営要領のなかでも子ども同士の暴力等の防止について示されている。さらに、日々の行動観察、日記及び、毎週行う子ども会議等から状況の把握に努めている。しかし、暴力等が発生した場合の対応等が示されていないので検討が望まれる。また、狭い空間での共同生活から心理的緊張を高める弊害もあり、専門家のコンサルテーションなど、事例研究や振り返りを行い職員の対応力を高めることが望まれる。

3. 子どもの衣服や所持物への対応について

衣服は原則貸与、所持物も学用品や情緒の安定に必要なぬいぐるみ等に限られ所持が認められている。改正児童福祉法や一時保護ガイドラインにおいて子どもの自己決定や個性を尊重する対応が求められており、私服の着用や子どもの福祉を損なう恐れのないものの所持を可能な限り認めることが望まれる。また、衣服を貸与する場合にあっても子どもの好みを尊重することや、下着については上下とも貸与ではなく支給することが望まれる。

8 第三者評価結果に対する児童相談所のコメント

今回、高評価を受けた点は、当所が本所と別設置であることや中庭などがないなど県内の他の児童相談所に比べハード面で劣ることについて、職員がしっかり認識していたことで工夫や取り組みの強化につながっているものであり、今後も継続していきたい。

また、改善を求められる点とされた「子ども同士の暴力防止と発生時の対応について」「個別ケアへの対応について」は早急に検討して運営要領の見直しなど図っていきたい。

今回の第三者評価は職員にとって初めてとなることから自己評価をすることによって改めて業務や運営を確認したり、本来の一時保護の在り方を再認識しました。今後とも子どもの立場に立った運営の改善に努め、子どもたちの福祉に寄与していきたいと思えます。

9 第三者評価結果

別紙の「児童相談所一時保護所第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

児童相談所一時保護所第三者評価結果

○評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

○評価項目

Ⅰ 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 職員は、子どもが入所する際「一時保護所のしおり」で、安心した生活ができるように一時保護の理由や目的について説明している。しおりはふりがなやイラスト、写真を入れ分かりやすいものを用意している。主に保護所の説明、生活のルールや生活日課が中心となり、子どもの権利については、健康で安心して生活できることを権利として説明している。 しかし、権利の主体とした参加する権利(意見表明権)や育つ権利(教育を受ける権利)、多様性については説明がされておらず、それらもしおりに含めるほか、「子どもの権利ノート」などを活用し子どもが理解する取組みが望まれる。	

② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築

[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 「一時保護所のしおり」へ、職員への相談、意見箱への投書について明示してある。また、毎週月曜日の午前中に子ども会議を開き、意見・要望・苦情を表明できる仕組みがあり、会議は、子どもの自主性に任せるように援助し、意見を取り入れた事例もある。 しかし、一時保護所の就寝時間など生活ルール等について意見を出せる仕組みはないので、意見を出せるよう第三者委員などの体制を整えることが望まれる。	

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護の開始に当たっては、ふりがなを付けて分かりやすくした「一時保護所のしおり」に基づいて、保護の理由、目的、安心・安全な場所であることを丁寧に説明し理解を得るようにしている。なお、保護期間については、不必要な期待感を持たせないように、解除が近くなった時点で説明しているが、子どもの知る権利を尊重し出来るだけ伝える努力をして欲しい。また、年少の子どもでも理解できるよう年齢層に応じた説明資料の作成が望まれる。なお、保護者へは児童福祉司が「保護者用しおり」で説明し理解を得る取組みを行っている。	

② 保護期間中の説明・合意

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護期間中、子どもの不安・疑問等をできるだけ少なくするよう、日々の行動観察によって詳細に記録を取り、職員間の情報を密にし共通認識を持って支援に臨めるようにしている。また、子どもへの説明は情報が一貫するよう、担当心理判定員から丁寧に説明している。 また、不安を抱えている子どもに、家庭や他の機関との調整状況を丁寧に説明し、理解を得るよう取り組んでいる。 しかし、一時保護期間の見通しについては、具体的な日程は伝えておらず、子どもにもおおよその見通しが立つような対応が望まれる。	

③ 保護解除に関わる説明・合意

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護解除については、一時保護、相談、判定の各担当職員による3パート会議及び援助方針会議で検討している。子どもへは、子どもが理解できるよう年齢に合った言葉で児童福祉司、心理判定員が丁寧に説明している。また、説明に納得がいかず不安を抱いた子どもには、一時保護所職員が補足説明するなど再度説明し理解を得ている。	
[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護解除後にSOSを出せるよう、相談窓口の保育園、学校、養護の先生、交番等を口頭で説明し、子どもの状況によっては個別にSST(社会生活技能訓練)を活用し具体的な支援をしている。 しかし、退所後に困らないように、SOSの出し方、活用できる相談窓口など分かりやすくまとめた資料を渡すなど実際の場面で子どもが使えるような取り組みが望まれる。また、短期間の保護であっても子どもの混乱や不安を低減し、次の生活にスムーズに移行できる支援が望まれる。	

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 「一時保護所のしおり」のなかで、外出、手紙・面会等についてのルールは、子どもの安全を守るための制限であることを説明している。外出は、卒業式、期末試験登校、母親の病気見舞い等限られているが子どもの状況に対応している。 しかし、制限は子どもの安全確保を前提として一律に行っているが、子どもの個別状況に応じ必要最小限にとどめることが望まれる。	

(4) 被措置児童等虐待防止

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 「一時保護所運営要領」、県の「被措置児童虐待マニュアル」があり職員へ注意喚起している。また、新任職員には、県が被措置児童等虐待防止についての研修を実施している。 しかし、一時保護所内ではマニュアルについて職場内で研修は行っていないので、子どもの権利擁護や権利侵害について話し合ったり、発生時の対応について考える機会を設けるなど実践的な研修を行うことが望まれる。	

(5) 子ども同士の暴力等の防止

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 「一時保護のしおり」にルールを明示し、いやなことがあればいつでも相談できること等入所の際伝えている。「一時保護所運営要領」のなかでも子ども同士の暴力等の防止について示されている。日々の行動観察、日記及び、毎週行う子ども会議等から状況の把握に努めている。 しかし、暴力等が発生した場合の対応等が示されていないので検討が望まれる。また、狭い空間のため心理的緊張を高めることもあり、専門家のコンサルテーションなど、事例研究や振り返りを行い職員の対応力を高めることが望まれる。	

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 「一時保護所運営要領」に示されているが、具体的な対応については明示していない。また、これまでに事例はなく、必要があれば受理会議で検討しそのつど対応することになっている。なお、文化、習慣、宗教、食習慣の違いは、職員の対応だけでなく、子どもの関係性にも影響するので、子どもの理解を得る方法も含め人権尊重に立った対応を検討しておくことが望まれる。	

② 性的なアイデンティティへの配慮

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか

第三者評価結果	c
【コメント】 「一時保護所運営要領」に十分な配慮について示している。これまでに具体的な事例はなく、居室は3人部屋となっており個室は無く環境面、対応面で工夫が求められる。入浴については個別対応は可能であるが、トイレは男女とも1カ所ずつなので運用面では難しいことが想定される。予定されている改築計画の中で、性的アイデンティティにも配慮出来る環境面(トイレ付の個室など)での対応が望まれる。また、すべての子どもがカミングアウトしているとは限らないので衣服も含め多様性を尊重した配慮が望まれる。	

2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行って	
第三者評価結果	b
【コメント】 「一時保護所運営要領」に養育支援について基本的な考え方を示し、それに基づき職員は日々細心の注意を払いながら支援をしている。生活ルールを設け子どもの生活の安定に努めるほか、気持ちを受け止め大切な存在であることが伝えている。なお、子どものプライバシーについては子どもとの会話や職員同士の会話には十分配慮しているが、限られた空間の中で難しい場面もあるのでそれを常に意識しながら支援して欲しい。	

② エンパワメントにつながるケア

[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

第三者評価結果	a
【コメント】 小学4年生以上の子どもが参加する子ども会議が設けられ、会議の進行、運営を子ども自身が自主的に開催できるよう配慮している。会議では、週目標や当番、日課のスポーツ活動等も自主的に決めている。また、職員は、自尊感情を持てるよう、毎日の日記へコメントを書き、褒めたり励ましたりするほか、日々の支援の中で折に触れそのことを言葉で伝えている。	

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもの生活歴の聞き取りは、県中児童相談所(以下本所)の心理判定員が行っている。生活の場面で、子どもが自主的に話す場合は、誘導すること無く聞き、心理判定員、児童福祉司と互いに情報を共有している。また、警察からの事情聴取がある時は、心理判定員が同席する等、子どもに負担がかからないよう配慮している。なお、子どもと常にかかわる一時保護所職員も子どもから聞き取る技法を身に付けることが望まれる。	

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 居室は3人部屋4室で、基準は満たしているがプライバシー面では着替えるスペース等物理的に不十分な状況となっている。また、緊急保護等で居室定数を超えた時は予備部屋(静養室)が無く、やむを得ず面会室を利用している現状がある。運営面では保護された子どもが早急に居室で生活できるよう配慮している。また、一時保護所が閉鎖的環境にあるため、意識して花見、社会科見学、地域の公園、図書館、遊園地、体育館等へ外出の機会を多く設け、気分転換ができるよう工夫している。 なお、着替え等プライバシーを守るため居室内を工夫する取り組みが望まれる。	

(2) 個性の尊重

[No.16] 一時保護所は、個性が尊重される環境となっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 食堂にソファやテレビを備えゆったりとくつろげる家庭的な環境を整え、テレビ・DVD・TVゲーム・CDラジカセ等があり、自由に遊べる時間帯を設定している。また、居室は3人部屋で男女別に2部屋ずつあるが、子どもの性格を把握し、同室となる子どもをできるだけ調整する配慮をしている。 なお、子どもの居室は2階に有り、安全を確保するためにベランダ側の戸が施錠してあるので、閉塞感を感じさせないような工夫が望まれる。また、衣服は年齢に合う物を準備してあるが私服は原則禁止となっている。日課や私服等については子ども一人ひとりの志向を尊重した対応が望まれる。	

(3) 生活環境の整備

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 毎日、施設内を職員が子どもと一緒に清掃を行い、清潔な環境が維持されている。食堂にはテレビやソファが置かれており、自由時間には、食堂や学習室でゲームや学習等、それぞれの子どもが好きなことを行い自由に過ごせる環境が整備されている。 しかし、常時子どもが入所しているため、定期的に害虫駆除を行っていないこと、また聴覚障害児施設の2階を区切って一時保護所が設置されているため、2階の一定区域しか使用できず閉塞感がある。なお、現在移転整備が進められており、これらが改善されることが望まれる。	

2 管理者の責務

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所が本所から離れた場所に設置されているため、責任者として一時保護課長が配置されている。所長、次長はじめ職員がそれを意識しており、定期的に出向き状況把握に努め、連携している。また、所長は一時保護の際は、受理会議で受入可否の最終判断を行っている。 なお、職員へのスーパーバイズは一時保護課長が担っているが、業務多忙など時間的な余裕がなく不十分となっている。また、リスクマネジメントのマニュアルがないなどの課題があり、対応が望まれる。	

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 配置基準に定められている職員定数、各種専門職員は充足している。しかし、定員を超える入所があり、発達障害や情緒障害を有する子どもの入所が増加し、1対1の対応が求められる場面が増えている。夜勤は正規職員、補助員の2名体制であるため緊急保護や急病時に正規職員の負担が大きくなっている。また、余裕がある体制でないため勤務時間内で記録時間が取れず恒常的な残業につながっている。勤務ローテーションを余裕をもって回せるよう職員体制の整備が望まれる。	

(2) 職員の適正配置

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 各職種の役割や権限等は職務分掌等で明確になっている。援助方針会議の前に開催している3パート会議や処遇困難ケースに係るケース会議を通して、児童福祉司・心理判定員・一時保護所職員との情報共有が図られている。 なお、看護師や一時保護所心理職は、専門的立場から職員へのアドバイス等を行っているが、看護師は直接処遇職員に組み込まれ夜勤もあり、職種の役割を十分に果たす体制にはなっていない。また、有資格等条件を満たすスーパーバイザーが配置されていない等配置面で工夫や対応が望まれる。	

(3) 情報管理

[No.21] 情報管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 「福島県個人情報保護規程」、「児童相談所情報提供に関する取扱いについて」により、適切に情報管理を行っている。書類は、施錠できるロッカー等に保管はしないが、日常的に施錠をしている職員室内で管理している。また、個人情報を記載した掲示物などは職員室の外から見えない場所に設置している。完了文書は本所で保管し、県の文書管理規程に基づき、保存期間を満了したものは、職員立ち会いのもと業者に委託して溶解処理を行うなど適切に情報の管理を行っている。	

(4) 職員の専門性向上の取組

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 新任者には、本所において1週間の新任研修を実施し、さらに一時保護所で1週間OJTを中心にした研修を行っている。また、新任者には、サポート職員が1か月間付き指導を行いながら育成を図っている。毎年、県主催の研修や県外の研修会に数名の職員を派遣し、伝達研修を通して職員の専門性の向上に努めている。 なお、職員のレベルに応じた目標設定及び育成計画などはない。人事異動もある中で専門職としてスキルや能力を長期視点で育成する計画が求められる。また、目標管理制度による人材育成も職員の意欲や専門性を高める観点から導入が望まれる。	

[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 毎朝、支援内容や活動を記録した支援日誌及び特記事項を伝える申し送りノートを読み上げ、引継ぎを行っている。また、当日の夜勤者が出勤した午後にも同様の引継ぎを行い情報の共有を図っている。引継ぎは正規職員だけでなく、児童指導補助員等の臨時職員も同席している。月1回、課内会議を開催し、行事予定や子どもの情報等について話し合いを行っている。課内会議は職員全員の情報共有や共通認識が図れる機会として、勤務シフトを工夫し多くの職員が参加できるよう配慮している。	

(5) 児童福祉司との連携

[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 毎朝の申し送りには、本所から児童福祉司と心理判定員が輪番で立ち会い、情報共有に努めている。また、児童福祉司・児童心理士・一時保護所職員の3パート会議やケース検討会を通じて各部門の情報共有に努めている。また、食事・病歴・経済情報などの追加確認が必要な場合、担当児童福祉司にその都度、電話等で依頼している。 なお、一時保護所と本所が離れていることから、業務量が多くなると漏れが生じる時があるなどの課題がある。将来統合を予定しており、連携漏れがなくなると期待したい。	

(6) 職場環境

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 労務管理は、本所の次長が出勤簿・超過勤務届・年休届を毎月確認のうえ、職員の勤務状況を把握している。県の取り組みとして月2回、メンタルヘルスの相談会を開催している。ハラスメントについても職員会議で所長から注意喚起を促し防止を図るなど、働きやすい職場づくりに努めている。 なお、定員オーバーの入所があるほか発達障害児、緊急入所の増加により、職員の負担やストレスが増えており、恒常的に残業を行わざるを得ないなどの課題が生じており改善が望まれる。	

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 小児科医が嘱託医になっており、月1回来所して入所児の検診を行っている。また、原則として虐待のケースは入所前に受診することとしているが、夜間を除き嘱託医の診察を受けられるなど協力体制ができている。また精神科医も嘱託医になっており、定期相談会などでの診察やアドバイスを受けている。 なお、これまでに事例がなく医療的支援を要する子どもに係るチームケアの体制は構築されていないが、専門的ケアが必要な時に備え専門医療機関と連携できる関係を築くことが望まれる。	

(2) 警察署との連携

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 警察署に協力要請を行う場合や連絡先については、「緊急時対応等マニュアル」や「運営要領」に定め、職員に周知している。本所に警察職員が相談調査員として配置されたことにより、警察署との連携が緊密に図られるようになっている。警察の面接に当たっては、心理判定員が窓口になり、子どもの状況を伝え調整を図り心情等に配慮するよう要請を行うとともに、必ず立ち会っている。 なお、同席はしても、子どものアドボケートまでは行っていないので役割として意識して取り組んでほしい。また、捜査の見通しやどのような事項を何のために聞かれるのか等子どもの不安に対応し事前・事後に情報提供できるよう、嘱託弁護士などの活用を検討することが望まれる。	

(3) 施設・里親等との連携

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 移行する施設や里親には、心理・社会・行動の各診断内容を記載した児童票により情報共有を図り、少なくとも1回は面接等による子どもとの交流の機会を設けている。特に里親とのマッチングは丁寧に行っている。ケースによっては、数度に渡る面会や外出、里親宅での外泊など、安心して新たな生活が送れる取り組みを実施している。移行後は児童福祉司や里親コーディネーターが施設や里親宅を定期的に訪問し、継続的な支援を実施している。	

(4) その他の機関との連携

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護解除後の支援の継続性を確保するため、医療機関・学校・保育所、さらには要保護児童対策協議会や市町村連絡会議を通して市町村をはじめ関係機関と連携を図っている。関係機関との連携の内容や方法は、援助方針会議でその都度、決めている。関係機関との情報共有に当たっては、提出資料について所長決裁を受け、会議等で個人情報に係る守秘義務について説明のうえ、配布した個人情報などは回収している。	

III 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 理念・基本方針は、本所の創設時に職員全員で話し合って策定したものである。理念・基本方針を記載した運営要領を全職員に配布するとともに、新任研修で説明を行い周知を図っている。また、年度末に年間計画の振り返りを行う際には必ず理念に照らして検討を実施しており、職員への浸透が図られている。 しかし、本所の理念・基本方針は、国が示している一時保護の目的の一つである子どもの安全確保について触れているが、もう一つの目的である行動観察(アセスメント)については不十分であることから国の一時保護ガイドラインに基づく見直しが望まれる。	

2 一時保護所の運営計画等の策定

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所では、年間支援計画を事業計画としている。年間支援計画に基づき、行事や活動を計画的に実施し、年度末に実施した内容等の反省を行い、子どもや職員の意見を踏まえ計画の見直しを行い、次年度の計画策定に活かしている。 なお、年間支援計画は行事や活動のみの計画であり、一時保護所の活動方針や具体的な目標を入れていないので改善が望まれる。また、本所の事業計画と整合性が図られていない部分も見られるので本所の事業計画と連動させることが望まれる。	

3 一時保護の在り方

[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 緊急保護では、夜間でも本所の心理判定員がかけつけ、子どもに寄り添って必要な説明を行っており、子どもが納得するまで傾聴に努め、時間をかけて丁寧に説明を行っている。また、原則として、虐待ケースでは入所前に健康診断を受け、その他については、入所後に速やかに受診することとしている。 なお、入所後の閉鎖的環境での保護期間を必要最小限にとどめ開放的環境に移す手段としては、一時保護委託以外方法がなく、それを判断する仕組みが整っていないため検討が望まれる。	

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもの状況に応じた日課が構成され、入所時に「一時保護所のしおり」で生活全般を年齢に合わせ説明し、洗面、風呂の入り方、布団の敷き方等の指導も入所時に行い、幼児や子どもが落ち着いて生活できるよう配慮し、心理的なケアも行っている。歯ブラシ、コップ、バスタオル等個別に使用し、入所人数で入浴時間も変更し毎日入浴するなど健康面や衛生面にも配慮している。また、生活習慣が身につくよう生活全般にわたり、子どもができるところは子ども自身がやれるよう工夫している様子が確認できた。	

(2) レクリエーション

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 レクリエーションを実施する場所としては、光風学園の寄宿舍の工事のためグランド・庭が使用できず、食堂・学習室・児童居室等を活用している。身体を使って遊ぶものから静かに遊ぶものまで(Wii・ボーリング・卓球・DVD・CD・漫画・キーボード等)等多様なプログラムが提供されている。テレビ・DVD・CD・Wiiについては使用時間やルールを決め自由時間を楽しむことができる。また、近隣の施設(公民館・公園・体育館等)を活用し社会科見学や戸外活動、「お花見」「七夕」「芋煮会」等の行事を積極的に取り入れている。遊具や備品についても2か月に1回定期的な点検を実施し、安全管理を行っている。 なお、小学校でプログラミングが必修化される中、学習面の環境づくりとしてもパソコン等電子機器に触れる機会を作ることが望まれる。	

(3) 食事(間食を含む)

[No.35] 食事が適切に提供されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 食事は光風学園と同じ業者に委託している。献立は光風学園の栄養士が立て、1週間分の献立が掲示されている。定時に食事ができない子どもに対しても状況に応じ提供している。職員が子どもと一緒に声をかけながら食事をしており、その中で子どもの嗜好や喫食量を把握するとともに子どもの要望を聞き、月1回の給食会議や検食簿で伝えている。アレルギーは入所時に食物アレルギー調査票で確認し、お盆にネームプレートを入れ個別に配食している。主食とみそ汁は暖かく提供されていたが、副食は冷め硬くなっていたので、配膳の際の温めるなど工夫が望まれる。食堂は子どもと職員が共同制作した壁面飾りや個々の作品が掲示され、明るい雰囲気となっている。	

(4) 衣服

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 衣類は入所時に職員が選び、3組貸与し希望すれば交換できるようになっている。毎日着たものを個別の大きなネットに入れ洗濯することにより、自分の物と他の子の物と区別できるようにし、衣服の管理の指導も行っている。幼児については職員と一緒に管理し、自立に向けての配慮がされている。集団生活における管理面から、私服は認めていない。古びた衣服は捨てたり破損した場合は繕ったりしている。 なお、現在は下着のパンツのみ新品を支給しているが、上肌着は貸与となっており、使いまわしでなく新品を支給することが望まれる。また、ガイドラインや評価基準では私服を原則としており、一時保護の目的に反しない範囲で私服も可能とすることが望まれる。	

(5) 睡眠

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 睡眠時間は小学4年生以上は9時間半、小学3年生以下は10時間半で、現在入所している入学前の年長児2名は午睡無しで生活している。寝具はカバー・シーツ類は一時保護所内で洗濯し、布団は定期的に業者に依頼し、清潔で適切な寝具が提供されている。特別な配慮が必要な幼児には添い寝等の対応をしているが、子どもの人数や入所児童の状況によって困難な場合でも幼児には対応に努めることが望まれる。また、中高生の睡眠時間は社会一般の現状(高校生の平均睡眠時間:6時間35分・ベネッセ2013年調査)と乖離しており、年齢に応じた対応が求められる。	

(6) 健康管理

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもの健康状態は異常があった場合は日誌と個別ケース、引き継ぎノートに記載し、情報共有している。内科健診は入所時と毎月1回実施し、医師に子どもの様子や体調を伝えている。発熱やその他の症状が出た場合に応急の医薬品等が常備され、必要に応じ診察を受けたり処置を行っている。「受診券」は入所時に個別に作成し日中は受診可能な体制が取れているが、夜間は職員が少なく難しい状況にある。また、必要と思われる医療機関、連絡先などリストアップしている。なお、看護師は保育士と同じ業務でローテーションに入っており、本来の看護業務を果たせる体制にはない。夜間に急病となった時、受診に付き添える体制はなく、本所に応援を要請し対応している。	

(7) 教育・学習支援

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 学習指導協力員(教員免許所持)が学習指導にあたっている。入所時に学力査定(テスト)を行い、学力をアセスメントし学力レベルに合わせたドリル学習など達成感や学習意欲が持てるよう取り組んでいる。また、子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境をつくり、高等学校に進学できた子もいる。一部には在籍校の協力が得られ教材や宿題の提供を受け、戻ってから困らないように学習支援が出来る場合もあるが、多くは在籍校の教師が訪問することは少なく連携もとられていない。今後、子どもの将来につながる学習を保障するためにも在籍校や教育委員会等との連携を深めることが望まれる。	

(8) 保育

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 保育計画は立てていないが1日の簡単なデイリープログラムを立て保育を行っている。幼児の発達段階の一覧表は職員室に掲示してあるが、幼児の特性や発達過程を全職員が理解するまでには至っていない。また、虐待等による緊急保護や対応が難しい子どもや短期間に一時保護所を退所する子ども等があり、十分な支援ができないこともあり、専門的スキルが求められている。幼児の保育に当たっては、交代制勤務の中で、職員全体が年齢や発達に合わせ応答的対応ができるよう保育の標準化やスキルアップ研修などが望まれる。	

(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもに対しては児童福祉司、心理判定員から子どもの状況に配慮しながら家族の面会や家族に対する支援、対応などに関する情報を伝えている。一時保護所の心理士も子どもの気持ちを聞きながら面会についての情報を伝えたり、保護者の面会について拒否してもよいことを伝えている。面会時には一時保護所職員も同席し、子どもの心的な負担が大きくなるような時は面接後のフォローもする等、児童福祉司・心理判定員・保護所の心理士が共有しながら子どもの気持ち、意見を尊重して対応している。	

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 受理会議で支援・対応方法も検討し、一時保護所でも対応方法を検討し受け入れている。異性から性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応し、性教育は心理判定員が担当し、一時保護所職員は生活場面で指導を行っている。一時保護中に性的問題行動を起こした場合は他の子どもと居室を分離し、合流する時は特に注意するとともに適切な距離感の取り方なども教えている。必要に応じ専門医に相談し、医師から性感染症について指導を受けている。司法面接等は本所の心理士と連携しフォローしている。今後は個室で生活できる環境の確保、一時保護所職員が性教育等に対応できるよう保健所保健師等との連携が望まれる。	

(2) 問題行動のある子どもへの対応

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 逸脱行為がある場合はその背景を児童福祉司がアセスメントし、心理判定員が心理検査などを行い情報を一時保護所と共有している。心理判定員が子どもの自傷行為につながる心理的状況、イライラ感などを話し合い、止める方法や気分転換の方法を一緒に話し合っている。また、緊急入所の際は行動観察を通じて背景を探り、児童福祉司・心理判定員・一時保護所職員で連携してアセスメントし支援方法を決め対応している。	

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

第三者評価結果

b

【コメント】

受け入れ時に以前無断外出をしたことがあるか、保護にされることに納得しているか等、無断外出の可能性を把握している。子どもの様子から予兆を読み取り未然防止に努めている。無断外出対応マニュアルが作成されており、一時保護課長の判断を仰いでからの対応となっているが、不在時や夜間は緊急時に現場の職員が判断し動けるよう検討することが望まれる。無断外出後は個別のプログラムを作成し、対応記録、対応方法、対応方針を確認し、振り返りを行い対応することとなっているが、無断外出の例はなく、経験がある職員が少ないことから研修などで対応方法や危機管理意識を共有しておくことが望まれる。

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか

第三者評価結果

b

【コメント】

重大事件に係る触法少年と思料される子どもに対する対応は、本庁児童家庭課との協議により検討されることになっているが事例が無く経験したことはない。今後はあった場合を想定し、対応なども含め資料収集、マニュアル等の検討に期待したい。

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか

第三者評価結果

b

【コメント】

身近な親族等を失った場合は、本所の心理判定員が対応している。子どもの状況に応じ葬儀等に参列したことはあり、職員による生活場面のフォローや一時保護所の心理士の面接などフォローをする体制はある。近年は事例がないため専門家のチームを組むことやグリーフケアやモーニングワークの取り組みはないが、対応を検討していくことが望まれる。

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

第三者評価結果

b

【コメント】

受理会議に一時保護所から職員も参加し、情報を把握している。入所時検診を実施し、医師による心身の健康状況の把握もしている。一時保護所職員は子どもの気持ちを汲み取りながら、行動観察を行い、本所の心理判定員も定期的に訪問し、心理ケアに努めている。一時保護所・相談課・判定課による3パート会議でそれぞれの専門的分野から子どもの状況や援助方針等を検討している。治療的なケアの必要な子どもには、定期相談会を利用し専門医から医学的助言を受け対応している。今後は、子どもの心理的な傷等虐待からの心理的影響を一時保護所職員も十分理解し、ケアができるよう研修機会を設け職員の実践的な対応能力を高めることが望まれる。

[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

第三者評価結果

b

【コメント】

入所判定会議に一時保護所職員も参加し、子どもの障害の状況を把握している。緊急入所時等子どもの障害状況が十分把握できていない場合は、受け入れ後に観察や本所の心理士の面接、定期相談会を利用し医師の医学的な診断や助言を受け把握している。

なお、一時保護所の環境がバリアフリーではなく身体障害児には対応できないため、委託保護で対応しており環境の整備が望まれる。また、一時保護所は集団生活を前提にしており、集団生活が困難な場合には特別に個別カリキュラムで対応することもあるが、個別の日課や支援計画は作成しておらず、検討が望まれる。

[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われている	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時検診を原則とし、夜間や緊急入所時でも翌日検診を行い、子どもの心身の状況を把握している。入所後は、一時保護所の心理士が子どもの気持ちを傾聴する役割、本所の心理判定員が心理ケアの役割と安定した生活が送れるよう役割を分担し支援している。また、職員交代時は申し送りや日誌・引継ぎノートで子どもの状況が確実に伝わるようにしている。 なお、定期的な医療行為が必要な場合は、服薬チェック表、ホワイトボードで通院予定等を管理している。今後、個別支援計画の中に、日常生活において留意すべき事項や対応方法を明記し個別ケアにつなげることが望まれる。また、アレルギー症状が出た時、エピペンの使用や対応について全職員ができるよう研修することが望まれる。	

(1) 無断外出防止及び発生時対応

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 無断外出対応マニュアルに対応方法を示し、職員全員に配布し内容を把握できるようになっており、本所の応援を受ける体制が組まれている。また、生活の中で常に子どもの所在を把握するよう努めている。 しかし、無断外泊の実例が数年間なく経験のない職員もあり、迅速に対応できるように所作の確認など研修することが望まれる。さらに、マニュアルの中には、夜間時は所在確認ができなくなってから、捜索場所や方法、警察への連絡時期等について保護課長の指示を受けてから行動するとなっているが、緊急時に職員が迷うことなく行動できるようあらかじめ初動対応方法を決めておくことが望まれる。	

(2) 災害時対策

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 建物を管理している光風学園と一体で防災計画が立てられ、消防署立ち会いの総合訓練を実施している。その他、毎月一時保護所独自の避難訓練が行われ、結果を振り返り課題を話し合い次回に活かすようにしている。避難口は3か所あり、火災を感知すると鍵を使わなくとも自動的にドアの鍵が解除されるようになっている。水、カップラーメン、缶詰、ご飯等備蓄され、コンロも用意しているほか光風学園にも備蓄食料が準備されている。	

(3) 感染症対策

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所開始時には医師による検診があり感染症の有無を確認している。感染症マニュアルがあり、アルコール消毒液、マスクを用意している。生活の授業の中で洗面・手洗い・消毒の仕方などもイラストを添え子どもにわかるよう教えている。汚物処理マニュアル(写真付きの手順書)、キットが備えられている。 なお、静養室がなく、感染症に罹患した子どもがいる時は、部屋割で工夫をしているが、トイレなどは共用であり十分ではない。また、入所児童が定数を超える時もあり工夫の余地がなくなること考えられる。静養室などの個室の確保が望まれる。	

7 質の維持・向上

[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 生活援助マニュアルがあり、1日の流れに沿って指導内容等が示されている。マニュアルは、何回も職員に回覧し朱書きで意見を出しあい原案を作成し、職員会議で検討し見直しをしている。職員に配布するほか事務所にも掲示し、いつでも確認できるようになっており、職員は支援方法の統一を意識して取り組んでいる。マニュアルには、臨時職員も含め一時保護にかかわる職員全員の役割も決められている。 しかし、マニュアル通りに支援ができているかチェックする仕組みがなく、今後、課長や主任を中心に定期的に振り返り確認できるような方法の検討が望まれる。また、LGBT、触法少年等これまで経験がなく、対応方法が十分定まっていな分野についてもマニュアルの整備や職員間の共有化をしておくことが望まれる。	
[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	
第三者評価結果	c
【コメント】 今回初めて一時保護にかかわる職員（本所の児童福祉司・心理職含む）全員が自己評価を行い気づきが得られている。また、朝の引継ぎ時は非常勤職員も同席し引継ぎを受けるほか引継ぎノート、日誌で子どもの状況を詳しく記載され、職員が交代しても状況を把握して継続した支援につなげている。行事などは、実施後評価を行い課題を見つけ、次年度に活かしている。 なお、今回の第三者評価、自己評価で得られた課題も含め一時保護所の課題を、PDCAサイクルに基づいて改善に取り組む仕組みの構築が望まれる。	

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 受理会議に一時保護所職員も参加し、児童福祉司が子ども、保護者・関係機関から把握している情報を共有できている。緊急保護の場合は翌日までに担当児童福祉司から情報を得ている。入所後子どもからも行動観察や一時保護所の心理職の聞き取り、本所の心理判定員が心理検査により子どもの状況を把握し、それらを本所、一時保護所双方で共有している。母子手帳や保育園、幼稚園、学校などから健康状態（アレルギーの有無、ワクチン接種の状況）を把握するほか、不明な時は、入所時検診でアレルギー検査なども行い集団生活上問題がないか確認している。	
[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 児童福祉司が子どもや保護者から聞き取るほか関係機関からも情報を得ている。入所後は子どもの行動観察、心理判定員による心理検査が行われ、それらをもとに3パート会議（一時保護所・相談調査担当・判定担当）を行い、情報の共有、援助方針を話し合っている。処遇会議（所長・次長・3課長等）において、援助方針がそれぞれの担当のアセスメントをもとに策定されている。方針は職員にも回覧で周知を図り共有している。 なお、愛着障害がある子どもには生活の中で自己肯定感を育む取り組みは行っているが、虐待等で心理症状のある場合、集団生活のため安定した環境にないため生活の中で治療を第一にすることには対応できていない。	

2 個別援助指針(援助方針)の策定及び個別ケアの実施

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 集団生活が困難な子どもに対し、場合によっては生活日課を一部変更し個別に対応している。一時保護所の支援は集団生活上のルールを定めそれを生活基準としており、個別支援計画作成要領はあるが、作成要件に該当する子どもはいないとして、ここ数年作成したことはない。しかし、入所児童は、いろいろな問題を抱えているため、一律の集団生活ルールに沿ったケアではなく、子どもの状況に応じた個別ケアに努めることが望まれる。	
[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもとかかわる生活の中で、言動や行動、職員からの働きかけに対する反応等細かく観察し、記録に残している。子どもの言動や児童福祉司の情報を得て、子どもの持つ家庭像をも含めアセスメントしている。また、子どもの行動や暴言等に隠れた子どもの気持ちや欲求を汲み取り、親子の関係性の把握に努めている。書類持ち回りによる簡易観察会議を毎週行い、毎月1回職員会議を開催し、情報を分析し支援目標を検討している。3パート会議や援助方針会議で支援方針を見直している。入所期間は長くないよう取り組んでいる。	

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 心理士が定期的に面接を行い気持ちを受け止めている。保育士、児童指導員が子どもと関わりながら気持ちを汲み取っている。毎日子どもの行動観察を行い行動記録表に記録し、入所から退所まで1週間単位で子ども一人ひとり行動観察経過表にまとめ経過を見ている。	

(2) 観察会議等の実施

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 現職員体制下では子どもたちの生活支援で手一杯のため、職員が顔を合わせる会議は、勤務を工夫しても月1回実施している職員会議のみとなっている。そのため、毎週「簡易観察会議」として、職員が子どもに関する方針や問題、書面に観察事項を記入し、回覧することで観察会議に代えている。それをもとに定例職員会議で検討し、一時保護所としての観察記録にまとめ、3パート会議・援助方針会議に提出している。 しかし、観察会議は、合議で行われることで書面では伝わらないことも伝えられ、職員同士の気づきや子供の行動の背景等まで探ることにつながると考えられるので、体制も含め検討して観察会議を開催することが望まれる。	

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 受理会議で子どもの状況・支援内容・留意点等明確になっている。入所時検診・定期相談会を利用した受診、その他必要に応じ専門医療機関の受診等健康診断や必要な治療を受けている。また、一時保護所での支援内容を記載した保護者用パンフレットで、ケースワーカーから保護者に説明している。 なお、学校との連携は一時保護所で課題としており、学業の継続などについて十分連携することが望まれる。また、入所時に日用品、衣服類は貸与しているが、支給する衣服は下着のパンツのみとなっているので、直接肌につける肌着なども支給にすることが望まれる。	

(2) 子どもの所持物

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 子どもの所持物については、危険でないもの、他の子どもが欲しがらないもので情緒の安定に欠かせないぬいぐるみ・毛布・抱き枕等は所持を認め、所持していない子どもには代替品を支給している。それ以外でゲーム、スマホ、お金等貴重品は子どもに断り金庫で預かり、その他は一時保護所内で保管している。預かり一覧表に記載し管理している。また、子どもに返せない鍵や煙草などは保護者に返しており、危険物や不明なものは警察に相談している。 なお、一時保護ガイドラインでは子どもの福祉を損なう恐れがないものは所持できることを原則としており、入所する他の子どもとの関係も含め福祉を損なう恐れがないものの所持について検討することが望まれる。	

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもの観察状況を毎週書面に記載し回覧を行い、情報を共有するとともに観察記録にまとめている。また、保護解除に当たり観察結果を「行動観察と評価」にまとめ、児童福祉司を通じ移行先に提供している。児童福祉司はそのほか本所で把握している子どもや保護者の情報を入所先の職員や里親、地域の要保護対策協議会に提供し継続支援につなげている。必要に応じて一時保護所職員も引継ぎやカンファレンスに立ち合い、家庭養育のポイントを記載した資料なども提供し退所後の支援に活かせるよう工夫している。	

(2) 子どもの所持物

[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 所有物は入所時にトラブルにならないよう確認し、不要なものは入所時に保護者に返還し、退所時には児童福祉司から預かり一覧表で確認しながら、子どもに所持物を返還している。また、不審なものは警察に対応を相談している。 所有権の不明なものや一時保護中の死亡などの例はなく、権利者の調査や遺留物の返還などの対応はしていない。なお、本人が所持しているものは原則本人のものとして扱っている。	

